

令和5年度

定期監査報告書

世田谷区監査委員



5世監第153号  
令和6年1月10日

世田谷区議会議長様  
世田谷区長様  
世田谷区教育委員会様  
世田谷区選挙管理委員会様  
世田谷区農業委員会様

世田谷区監査委員	田中文子
同	中根秀樹
同	下山芳男
同	高橋昭彦

#### 令和5年度定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定に基づき、次のとおり提出します。

なお、本監査にあたっては、上島義盛前監査委員及び河村みどり前監査委員は令和5年4月30日まで、下山芳男監査委員及び高橋昭彦監査委員は同年5月17日以降関与しました。



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項に基づく令和5年度の定期監査については、世田谷区監査基準（令和2年2月13日監査委員決定）に基づき実施した。

## **第1 監査の概要**

### **1 対象部局等**

- (1) 総合支所・本庁については、別表1 令和5年度定期監査対象部等一覧（総合支所・本庁）のとおり。
- (2) 施設等については、別表2 令和5年度定期監査対象施設等一覧のとおり。

### **2 対象事項**

監査の対象とする事項は、次のとおりとした。

- (1) 令和4年度における財務事務及びその他の事務の執行
- (2) 令和5年度における監査実施日までの財務事務及びその他の事務の執行

### **3 実施期間**

令和5年5月から同年11月までとした。

### **4 実施方法**

監査は、監査委員及び事務局により、次の方法により実施した。

- (1) 監査委員による監査  
監査対象事項について、監査資料等による審査を行うとともに、必要に応じて関係部課長等から事情聴取を行う。
- (2) 事務局による監査  
監査対象事項について、監査資料等による調査、検証を行うとともに、必要に応じて担当者から事情聴取を行う。

### **5 着眼点**

監査の着眼点は以下のとおりとした。

- (1) 監査対象部局の事務の特性や執行上のリスクを考慮し、リスクの高い事務に着眼して実施した。
- (2) 監査対象部局の事務事業の執行について、合规性、正確性、経済性、効率性及び有効性が図られた運営がなされているかに着眼して実施した。
- (3) 前年度監査において、改善や訂正等を要するとした財務に関する事務に着眼して実施した。

(4) これまでの新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、令和4年度以降の事務事業の変化に着眼して実施した。

## 令和 5 年度定期監査対象部等一覧（総合支所・本庁）

## 1 監査委員による監査

領域	対象部局	実施日
総合支所	世田谷総合支所	6月29日
	北沢総合支所	6月29日
	玉川総合支所	6月27日
	砧総合支所	6月28日
	烏山総合支所	6月30日
企画総務領域	政策経営部、DX推進担当部 総務部、庁舎整備担当部、区長室 危機管理部 財務部、施設営繕担当部 会計室 区議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査事務局	7月28日
区民生活領域	生活文化政策部 地域行政部 スポーツ推進部 環境政策部 経済産業部、農業委員会 清掃・リサイクル部	7月31日
保健福祉領域	保健福祉政策部 高齢福祉部 障害福祉部 子ども・若者部、児童相談所 世田谷保健所	8月1日
都市整備領域	都市整備政策部、防災街づくり担当部、 みどり33推進担当部 道路・交通計画部 土木部	8月2日
教育領域	教育委員会事務局	8月3日

- 2 事務局による監査 総合支所 5月8日から5月22日まで  
本庁 5月9日から6月20日まで

## 令和 5 年度定期監査対象施設等一覧

1 監査委員による監査 10月10日から11月8日まで

2 事務局による監査 9月5日から10月30日まで

3 監査対象施設等

施設区分	実施基準	施設数	施設名
まちづくりセンター	4年	7施設	太子堂、上町、新代田、松沢、上野毛、深沢、砧
出張所	4年	1施設	太子堂
清掃事務所	毎年	3施設	世田谷、玉川、砧
児童館	5年	4施設	玉川台、新町、鎌田、上祖師谷ぱる
保育園	5年	9施設	南桜丘、わかくさ、松原北、南奥沢、奥沢、上祖師谷、上祖師谷南、南大蔵、大蔵
公園管理事務所	隔年	2施設	世田谷、烏山
土木管理事務所	隔年	2施設	世田谷、烏山
幼稚園	5年	2施設	多聞、八幡山
小学校	5年	12施設	多聞、旭、中里、上北沢、経堂、山崎、京西、瀬田、用賀、八幡山、砧南、喜多見
中学校	5年	6施設	桜丘、松沢、八幡、尾山台、砧南、世田谷
地域図書館	4年	3施設	代田、尾山台、鎌田
その他施設	3年	2施設	太子堂調理場、平和資料館

## 第2 監査の結果

### 1 監査結果の概要

監査の着眼点に沿って実施した監査の結果、財務に関する事務について、以下のとおり、是正や改善を求める指摘事項等が認められた。

また、軽微な誤りや検討を要する事項については、是正や訂正を行うよう口頭で注意したので、各所管課においては適正な事務の執行に努められたい。その他の事務事業については、おおむね適正に執行されていたと認められる。

### 2 是正や改善を求める事項

監査の結果、適正な処理を徹底するために次に示すような是正や改善を求める事項が認められた。当該所管課はもとより、他の所管課においても事務処理の見直しや改善の参考とされ、適正な事務の執行に努められたい。

#### (1) 適正な会計事務を求めるもの

世田谷区本庁舎等整備工事に関しては、工事受注者との対応等は庁舎建設担当課、工事代金の支払い等事務手続きは庁舎管理担当課が行っている。庁舎管理担当課では、令和4年度部分払い分の工事代金2,399,100,000円（税込み）について、検査終了後の令和5年3月24日に庁舎建設担当課より請求書等を受領し、3月28日に支出処理を行った（代金は4月3日に着金）。しかし、3月31日に工事受注者から会計課あてに「3月31日までに着金させることを3月10日に庁舎建設担当課と口頭で確認したが、未だ着金していない」との申し出があった。庁舎管理担当課で確認したところ、支出命令処理時に区としての支払い処理を行う「執行予定日」の意味を相手方への着金日と誤認し、3月31日と設定したために、着金予定日とその翌営業日である4月3日となったことを認識した。庁舎管理担当課では、庁舎建設担当課、工事受注者、会計課、財政課とそれぞれ協議をし、庁舎整備担当部長に確認した上で、工事受注者からの戻入を前提に再度支出することを「4世庁舎第449号」の起案「世田谷区本庁舎等整備工事代金（令和4年度部分払い分）の再支出について」で決定した。同日、所管課は、その起案を根拠に再度支出処理を行い、会計課では、同日中に着金するよう事務処理を行った。また、同日、4月3日着金予定分について返還を約束する旨の文書を徴取するのではなく口頭で戻入するよう伝えて納入通知書（4月14日納期）を手渡し、工事受注者は4月14日に納入している。なお、支払いの際には手数料が発生していないが、戻入の際には2円（税抜き）の手数料が発生している。

世田谷区会計事務規則（以下「会計事務規則」という。）第49条では、支出命令書発行要件として会計管理者が請求書を徴する必要がないと認める場合以外は債権者の請求書を添付しなければならないと定めており、会

計管理者の認める場合を世田谷区会計事務要綱第13条に定めている。今回のケースは要綱には規定されておらず、請求書を徴さずに処理したことは、区の会計事務規則等に基づく処理とは言い難い。

加えて、本来、約24億円の戻入といった重要な事項は、返還を約束する旨の文書を徴取し実施されるべきものであり、今回の対応の可否については、緊急時といえども、より慎重な判断を要するものである。今回の事案は、公金に対し多大なリスクが生じており、少額ではあるが戻入に伴う手数料が発生していることは、極めて不適切である。

今後同様の事案が繰り返されることのないよう、事務の役割分担を行う際に重要となる情報共有を密に行い相互の状況を逐一把握するとともに、改めて会計事務規則等に則った事務処理を徹底されたい。

## (2) 適正な補助金事務を求めるもの

補助金は、公益上の必要がある場合に限り支出できるものであり（地方自治法第232条の2）、公正かつ有効に使用されることが求められている（世田谷区補助金交付規則第3条）。そのためには、補助対象事業の補助金の交付申請から精算にいたる手続きその他の事務の適正な執行が求められる。

また、令和2年度の定期監査報告書では、

「教育領域所管の任意団体の運営に充てる補助金の交付において、補助金要綱上、余剰金があった場合の精算処理などを求めているものがある。また、補助金要綱に定める補助金の上限額を毎年交付し続けた結果、余剰金が団体の予備費として翌年度に繰り越され、その金額が1年間の補助金の上限額を超える金額に膨らんでいる。」

という事例があったとして、適正な補助金要綱の整備に努め補助金の必要性を十分に検証するよう監査委員の意見を掲載している。当時、所管課からは、「会費では補えない必要経費について区の補助金を活用することや、当初の予算に基づき適正に補助金を活用すること等を指導する。」との回答があった。

しかし、補助金の事務執行に際して、次のような事例が認められた。

- ① 生涯学習課では、「世田谷区立学校PTA連合体補助金交付要綱」に基づき、「世田谷区立中学校PTA連合協議会」に「世田谷区立中学校PTA活動事業」に対する補助金を概算払いで交付している。

令和4年度は、令和4年4月28日に交付申請があり、内容審査後、申請金額と同額の700,000円の交付を決定し、令和4年8月5日に決定を通知している。交付申請には、【収入の部】繰越金977,497円、【支出の部】予備費905,897円と記載された予算（案）が添付され

ていた。

事業年度が終了し、令和5年4月28日に補助金の残額0円で実績報告書兼精算書が提出され、審査の結果、計画に基づき適正に執行されたと判断し、これを承認し精算額通知書を送付している。実績報告書兼精算書には、【支出の部】予備費0円、翌年度への繰越金1,218,450円と記載された決算書が添付されていた。

所管課では、予備費について、予見しがたい不測の事態に対応する予算として一定額の計上を認めているが、予算書上の予備費または繰越金が補助金申請額を超えている場合には、団体と協議し、相当な理由が認められた場合を除き、補助金の交付を行わないことにしている。令和4年度の交付を決定する際には、繰越金及び予備費が補助金額を上回っていたことから団体に説明を求め、コロナ禍による事業縮小等の繰越金増があったこと、記念事業等の実施にかかる経費を予備費として計上したことなどを確認し、相当な理由があると判断していた。

しかし、予備費の予算規模、記念事業は前もって計画的に進められる事業であること、当該団体が特別会計として「記念行事積立金」を有していることを鑑みると、相当な理由があるとは言い難い。また、繰越金は、補助事業終了後に1年間で240,953円増となっていた。

なお、令和5年度については、当該団体より本補助金の申請がなされたが、団体と協議した結果、補助金の交付を行っていない。

- ② 教育研究・ICT推進課では、「世田谷区教育研究会補助金交付要綱」に基づき、「世田谷区小学校教育研究会」に「世田谷区小学校教育研究活動事業」に対する補助金を交付している。

令和4年度は、令和4年5月23日に交付申請を收受し、内容審査後、申請金額と同額の4,748,000円の交付を決定し、令和4年6月6日に決定を通知している。交付申請には、【収入の部】繰越金4,524,846円、【支出の部】予備費4,529,746円と記載された予算書が添付されていた。

事業年度が終了し、令和5年4月25日に補助事業実績報告書を收受し、審査の結果、補助条件に適合していると認めている。補助事業実績報告書には、【支出の部】予備費0円、翌年度への繰越金5,400,730円と記載された決算報告書が添付されていた。

なお、令和5年度については、当該団体からの申請どおり、4,748,000円が、全額交付されている。

令和4年度の当該補助金交付では、補助金額と近い金額の予備費が予算計上された補助申請がなされ、申請どおりに交付しており、補助事業終了後には繰越金が1年間で875,884円増となっていた。本来、補助金

交付決定の際には、前例踏襲に陥ることなくその必要性、有効性を検証したうえで交付決定がなされるべきであるが、令和4年度、令和5年度の交付決定に際して十分な検証が行われていたとは言い難い。

所管課では、このたびの監査の指摘を受け、繰越金が補助金額を上回り、かつ、決算額全体の4割を超えている状況は、補助金の必要性や有効性の観点から適当ではないとして、令和6年度の補助金交付の際に交付金額の一部減額もしくは停止を検討するとしている。

補助金の交付にあたっては、補助金の申請、交付、精算手続きが適切に行われることはもちろんのこと、補助事業の目的・内容の公益性等を明確にするとともに、常にその必要性、有効性等を十分に検証し、区民に対して費用対効果などの説明責任が十分に果たされるように執行していく必要がある。補助金の執行にあたっては、補助金の有効性を十分に検証して適切に執行されたい。

### 3 意見

地方自治法第199条第10項の規定により、令和4年度を中心とする監査対象期間において、区が実施している財務に関する事務及び事務事業の執行状況について、区の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に添えて意見を述べる。

#### (1) 財務に関する事務について（適正な処理を徹底すべき事項、全庁的に取り組むべき課題）

指導事項のうちリスクアプローチ（注）による観点から、大きなミスにつながるおそれがあるものや基本的な事項の理解が不足しているものについて記載する。各所管課においては、事務処理の見直しや改善の参考とされ、適正な事務の執行に努められたい。

注 リスクアプローチとは、行財政運営上の様々なリスク（組織目的の達成を阻害する要因）をあらかじめ識別し、そのリスクの量的・質的重要性を評価して監査を行う手法をいう。

##### ①適正な契約事務について

ア 契約権限の委任事務について

世田谷区契約事務規則（以下「契約事務規則」という。）第3条第1項は、契約権限の委任について規定しており、別表で所管課長（区立小学校長及び区立中学校長を含む。）において行うことができる契約は、定期刊行物及び新聞の購読並びに例規類集の追録の契約並びに原則として1件予定価格50万円以下の契約としている。しかし、所

管課長の行った契約で、次のような事例が見受けられた。

- ・教育領域所管における2件の図書類の購入契約において、それぞれの契約業者、契約日、納期、納品日及び検査日が同一で、その契約金額の合計が50万円を超えていた。
- ・教育領域所管における4件の冷蔵庫購入契約では、同じ契約業者に同じ日に注文したにもかかわらず契約書類を分けており、その契約金額の合計が50万円を超えていた。
- ・教育領域所管における2件の印刷契約において、契約時期が約1か月ずれているものの、印刷物の規格、契約業者が同一で、その契約金額の合計が50万円を超えていた。また、2件の契約としたことで2件目の契約における発注数が少なくなり、結果として契約単価が上昇した。

例年、合理的な理由もなく履行範囲や履行期限を分けるなど一般競争入札を避けることを目的として、意図的に所管課契約にしたと判断せざるを得ない事例が見受けられる。地方自治法上、契約方法として一般競争入札が原則であることを踏まえ、契約の内容、履行期間等を十分精査した上で、価格面においても経済的な予算執行となるよう、適正な契約の締結に努められたい。また、所管課長は職員に対して契約事務規則の内容を周知徹底するとともに、計画的な予算執行を図られたい。

#### イ 見積書の徴取について

随意契約によろうとするときは、契約事務規則第39条及び第40条の規定に基づき、契約担当者はあらかじめ予定価格を定めるとともに、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上から見積書を徴さなければならないとされている。令和5年度の監査においても特段の理由なく1人からしか見積書を徴取していない、あるいは全く見積書を徴取していない事例が多く見受けられた。見積書は契約行為の根拠となるものであり、契約の申込みを明らかにし、かつ、区の予定価格に照らし合わせて申込み価格の妥当性を判断するためのものである。契約の実務担当者は、見積書徴取の意義を認識するとともに、令和4年度から導入された「所管課契約チェックシート」を活用するなど、適正な事務処理に努められたい。

#### ウ 予算の措置について

支出の原因となるべき契約その他の行為は法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない（地方自治法第232条の3）

とされている。しかし、予算措置において次のような事例が見受けられた。

- ・ 総合支所所管における修繕契約において、予算の執行委任を受ける前に契約し履行が完了していた。

当該契約等のための予算が確保されていなければ、契約を締結する予算上の根拠がないことになる。予算を確保できる見込みがあったとしても、実際に予算が確保される前に契約することは不適正な事務処理であるので、実務担当者は契約事務が正確に行われるよう規則や手引きなどを再確認のうえ事務を執行されたい。

#### エ 仕様書の作成について

業務委託契約は労働者派遣契約に基づく人材派遣ではなく、区と受託者の従事者とは指揮命令や労務管理の関係にないため、区職員が従事者に対して直接指示し、出退勤・勤務時間の管理を行うことは、いわゆる「偽装請負」として労働者派遣法違反となる可能性がある。業務委託仕様書に「その他詳細は、区職員が指示する」等と記載された事例が見受けられたが、このような記載は履行内容が不明確になるだけでなく、労働者派遣法違反事項に抵触しているようにも解釈でき、不適切な契約内容になりかねないので、「その他詳細は、区担当課と協議の上、決定する」等の記載に改めるなど、仕様書作成の際には留意されたい。

#### オ 履行確認の正確性の確保について

区が工事もしくは製造その他の請負契約又は物品の買入れその他の契約を締結した場合は、契約の適正な履行を確保するため又はその給付の完了の確認をするため、必要な監督又は検査を行わなければならない（地方自治法第234条の2第1項）。しかし、所管課長決定の契約において、履行内容を確認するために必要な写真帳の未提出や、作業報告書を受領した日付の未記載、完了届日と検査日の誤記載などの事例が見受けられた。契約事務規則第56条第3項及び第56条の2の規定に基づく検査員は、履行された内容が品質、規格、性能、数量等において、契約内容と適合しているか否かについて、適正に検査を行わなければならない。検査員はその職責を十分に理解し、契約書、仕様書その他関係書類及び履行内容が十分確認できる資料（日報・月報・作業報告・写真等）に基づいて適正な検査業務に努められたい。

## ②遅滞のない支出事務について

履行検査合格後は債権者の請求書（請求書を徴し難い場合その他会計管理者が請求書を徴する必要がないと認める場合を除く）に基づき、速やかな支出手続きをすべきである。また、普通地方公共団体の各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならない（地方自治法第208条第2項）が、次のような事例が見受けられた。

- ・総合支所所管において、令和3年度中に履行された請求書類等の到着確認が行えないまま出納整理期間を経過し、相手方からの連絡を受けて未払いであることが判明したため、令和4年度に過年度履行分として支出した。
- ・総合支所所管における講師への謝礼支払いにおいて、特段の理由なく、支払い手続きをするまで数か月を要した。
- ・総合支所所管における助成金の支出について、要綱で定められた期日（交付請求から30日以内）までに支出していなかった。

支出事務の遅れは区民や事業者との信頼を損なうものであり、また、予算執行上の事故につながりかねないものである。事務処理手順を見直すとともにチェック体制を強化するなど、速やかに支出手続きを行われたい。また、会計年度独立の原則に基づく適正な事務処理に努められたい。

## ③公有財産の貸付について

行政財産については、その用途、目的を確保するため、これを貸し付け又これに私権を設定することは禁止されている。しかし、その用途又は目的を妨げない限りにおいて、法令で定めるところにより、行政財産を貸し付けることができる（地方自治法第238条の4第2項第4号）。その貸付料については、借受人は貸付契約書に基づき貸付人が発行する納入通知書により、指定する納付期限までに支払わなければならない。また、財産の貸付料は前納させなければならない（契約事務規則第49条）とされている。しかし、次のような事例が見受けられた。

- ・保健福祉領域所管において、施設に設置されている自動販売機設置に伴う貸付料を前納させていなかった。

貸付料を前納させない場合には、その理由等を起案文書中に明記するなど、適正な事務処理に努められたい。

## ④指定供用物品等の管理について

物品管理者は物品の管理を適正かつ円滑に行うため設置されており、

世田谷区物品管理規則第35条において、指定物品受払簿又はそれに代わるものを備え、その供用状況を明らかにしておかなければならないと規定されている。しかし、正確に管理できていない事例が見受けられた。

- ・教育領域所管において、回収専用収納箱（事業系リサイクルシステム）の実数量が指定物品受払簿に記載された数量より少なかった。

指定物品受払簿への記載は、現物確認に欠くことができないものである。物品管理者は指定供用物品の適正な管理に努められたい。

#### ⑤近接地外への出張について

職員が出張する際、命令権者は旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿または旅行依頼簿によってこれをしなければならない（職員の旅費に関する条例第4条第4項）。また、職員が出張した場合には、その職員に対し旅費を支給する（同条例第3条）とされている。しかし、次のような事例が見受けられた。

- ・総合支所所管において、他所管課からの執行委任により近接地外に職員が出張することについての起案決定を行わず、宿泊を伴う講習会へ参加させた。結果として、旅費支給手続きを事後に行うことになった。

公務による出張は、所属長（命令権者）の旅行命令が必要である。特に近接地外に出張する場合には、事前に総合文書管理システムを利用した起案により意思決定を行わなければならない。所属として職員の旅行用務や旅行先の把握は必要である。旅費に関する条例等を確認し、適正な事務手続きを徹底されたい。

#### ⑥その他の財務に関する事務について

その他の財務に関する事務として、次のような事例が見受けられた。

- ・企画総務領域所管において、職員採用時に給料の級号給を誤って設定していたことが判明し、過去に遡って追加支給していた。

本件は、事務ミスに端を発しており、事務の正確性という面が不適切であったと言わざるを得ない。このような誤りを繰り返さないよう、誤りが生じた原因を検証し、再発防止に努められたい。

### （2）各領域の事務事業について

#### ①企画総務領域

区は、令和4年6月の消費税転嫁対策特別措置法に基づく中小企業庁による立入検査において、令和元年10月1日の消費税率引上げに際し

て、講師謝礼や指定管理料などで引上げ分を適正に上乘せしていない事例を指摘され、消費税率引上げ日にさかのぼって引上げ相当額を相手方へ支払うよう、令和4年7月に行政指導を受けた。この件における消費税引上げ相当額の追加支払いは、区内全体で約1,100件・約160万円となり、再発防止に向けて注意喚起を行っているとのことである。今後、その影響が区内全体に及ぶ大きな制度の導入や変更にあたっては、あらかじめ適正な取扱いの基準を示すなど、区内各所管の適正な判断及び事務執行に資するよう、周知徹底に努められたい。

ふるさと納税による区税の減収幅が年々拡大し、歯止めがかからない状況が続いている現状を踏まえ、区は、これまでの方針を転換し、返礼品を拡充した。返礼品はふるさと納税返礼品選定委員会において選定し、特設サイトの制作とともに取組みの強化を図った。あわせて、区報などを通じて、流出額の現状やふるさと納税制度の問題点などを区民に広く周知し、理解を求めている。令和4年度のふるさと納税による寄附金額は令和3年度の2倍強に増額しており、取組みの効果があったものと評価する。今後も、世田谷区らしい取組みや返礼品の拡充で一層の寄附獲得を目指すとともに、制度の見直しに向けて特別区長会を通じて国へ働きかけていくなど、引き続き税源流出の抑制に取り組まれない。

本庁舎等整備工事の1期工事については、令和4年12月の2か月の工程遅延に続いて6か月の工程遅延が発生し、区では、工事受注者からの「工程遅延に係る経緯等報告書（1期工事）」の提出を受け、経緯、原因等の検証を行っていた。検証結果では、遅延原因については、詳細工程の検証不足及び支店・本店の関与不足、2か月の工程遅延時の検証不足とした。1期工事の工程再遅延に係る責任の所在については、法律上、契約上、最も経済的、効率的な施工手法を選択する立場である工事受注者の責によるものであるとした。区と工事監理者の責任に関しては、定例会議等での工事受注者からの工程説明と現場状況が一致していることを確認しており、6か月の工程遅延は、遅延申し出以降に差し掛かる部分の工程、施工方法の検証不足に起因するものであることから、区と工事監理者が事前に大幅な工程再遅延を把握して工事受注者に見直し指示を行うことは極めて難しいと判断していた。また、2・3期工事に関しても、工程遅延の申し出を受けて工程の検証を行っており、工事全体の工期延伸期間は、2年程度となる見込みであるとしている。本庁舎等整備工事の工期延伸は、区民に対する影響が非常に大きく、再発防止策の構築は急務である。検証の中で掲げられた確実な工程進捗に向けた組織体制や人員配置の見直しなどの工事受注者に対する要請はもちろんのこと、区と工事監理者が工程の遅れなどを随時把握できるような検証の仕組みを改めて構築して進捗管理にあたるなど、役割を十分に果たすこと

で再発防止に取り組まれない。

区では、大規模地震が発生した場合の避難所生活をなるべく回避してもらうため、自宅が安全な場合は在宅避難を推奨している。在宅避難の考え方や日頃からの家庭での備え等については各種広報物により普及啓発を行ってきたが、在宅避難者への支援策については、停電時にスマートフォン等を充電するための充電スポットの設置や指定避難所の電力供給体制強化に向けた取組みは進めているものの、物資や飲料水の支援策は検討中とのことであった。その後、区ホームページで公表された令和5年9月修正の避難所運営マニュアル（標準版）では、充電用電力の提供に加えて、在宅避難者への食料・物資の配給についても避難所を配給場所とする方針が改めて言及されている。しかしながら、標準版マニュアルは、各避難所が独自の避難所運営マニュアルを作成する際の参考という位置づけであり、在宅避難者支援に関する内容が各避難所の運営マニュアルに反映されるまでには、しばらく時間を要する可能性がある。いつ発生するかわからない大規模地震に備えるため、大きな課題であるとしている情報提供手法の検討を含め、区民が安心して在宅避難生活を送ることのできる支援体制の整備を、関係所管が協力して進められたい。

## ②区民生活領域

くみん窓口における証明書等手数料の新たな支払い方法として、令和4年9月から導入されたキャッシュレス決済について、利用者・区民からは、より手軽に支払いできて便利になったと評価する声がある。キャッシュレス決済は、釣銭のやり取りが不要な代わりに端末操作が煩雑なため、はっきりとした時間短縮効果は見えにくいとのことだが、支払い方法の選択肢を増やすことは区民サービスの向上に寄与する取組みであり評価できる。一方、キャッシュレス決済で誤操作を行うと、その修正対応は煩雑で時間を要するとのことなので、引き続き職員のスキル向上・維持を図り、正確な事務処理を行うよう努められたい。

令和4年10月施行の地域行政推進条例及び同時期策定の地域行政推進計画では、まちづくりセンターを「区民生活を包括的に支援する地区の行政拠点」、総合支所を「地域経営を担い、まちづくりセンターを支援する地域の行政拠点」と位置づけて、地区及び地域の実態に即した行政サービス及びまちづくり、コミュニティーの推進に取り組むとしている。また、次期計画の策定にあたり、タウンミーティングなどで得た区民意見を反映していくとしており、これらの取組みは概ね評価できる。一方で、具体的取組みとして、地域包括ケアの地区展開における、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会に児童館を加えた四者連携が全28地区で始まったが、地区内の児童館の有無な

どにより取組み内容に温度差が見られる。また、5つのモデル地区で導入されたオンライン相談は、低調な利用状況が課題とのことである。今後、条例及び計画に基づいた施策を進めるのは当然であるが、地区及び地域の実態に即した取組みを行い、安全・安心で暮らしやすい地域社会を実現するよう努められたい。

区では、世田谷ボランティア協会と連携してボランティアマッチング事業に取り組んでいる。この事業によるボランティア登録サイト「おたがいさまbank」では、令和4年度に登録者を約400名増やして、約3,200名の登録者へボランティア情報を定期的に配信しており、ボランティア活動の促進に効果があると考えられるので、引き続き取り組まれない。一方で、この事業では令和4年度からAIシステムによるマッチングサイト「GBER」も運用しているが、令和4年度に登録者数262名でマッチング件数3件であった。周知に努めて認知度を上げ、登録者及びマッチング件数の増加を図るとのことであるが、その後も利用が低迷する場合は、費用対効果の観点から「GBER」の運用見直しを含め、ボランティアマッチング事業の適切な手法を検討されたい。

区民に一番身近な自治体である区では、犯罪被害者等支援条例の制定により、犯罪被害者等からの一次的な相談窓口として相談機能の強化を図るだけでなく、多面的なコーディネートとともに、責任をもって寄り添っていく体制の構築を目指している。令和3年6月には条例制定に先駆け、相談専門員を採用し、相談窓口及び相談専用ダイヤルを設置した。また、庁内関係所管による事例検討会を設置し、犯罪7事例を研究するなどした結果、相談窓口の役割や複層的支援の必要性など具体的な課題を明らかにしたことは評価できる。犯罪等被害にあった当事者や家族の支援に向けて、二次的被害の防止対策についても同時に検討するなど、実効性を担保し、推進していくことを期待する。

区は、食品ロス削減推進計画を令和4年7月に策定し、食品ロスの削減量を2030年（令和12年）までに2000年（平成12年）比で半減する目標を掲げ、目標達成に向けて取り組んでいる。食品ロスは、単に食料問題にとどまらず、地球温暖化や貧困など様々な問題に大きく関係しており、食品ロスの削減が多面的な問題解決にもつながることから、区ではこれまでもフードドライブによる食品ロス削減や環境に配慮した買い物体験イベントなどの学習機会を設け、「発生抑制」を中心に区民や事業者への普及啓発の取組みを進めてきた。今後も庁内関係所管との連携だけでなく、区民や事業者、関係団体などと協力しながら、さらなる食品ロス削減に向け尽力されたい。

### ③保健福祉領域

約3年半に渡る新型コロナウイルス感染症対策の中で、区では「社会的検査」「オンライン診療体制」「地域の往診体制」など、国や東京都に先じた取り組みを行うことで、区民が安心して療養できる体制を整えてきた。令和5年5月8日に感染症法上の5類感染症に移行したことで、法的根拠のなくなった業務を中心に体制の縮小を図り、一方で法に基づく行政検査や積極的疫学調査を実施している。また、法改正に伴い、コロナ禍の経験を踏まえた検査体制や保健所の体制整備等を定めた予防計画、健康危機対処計画の策定が義務付けられ、その策定に取り組んでいる。策定にあたっては、東京都感染症対策連携協議会での議論・協議内容の反映、世田谷区健康危機管理連絡会を活用した関係機関との議論を行い、外部の関係機関の意見も踏まえた実効性の高い計画とするとしている。今後、新たな感染症発生時には、迅速な対応が行えるよう体制整備に取り組まれない。

新型コロナワクチン接種業務では、希望する区民が円滑かつ安全に接種を受けることができるよう体制整備を行ってきた。予約受付や集団接種会場の運営等の各業務では、各々の事業者が専門性を生かし、安全・安心な接種体制を構築してきた。また、集団接種会場の運営においては、一元的な包括委託の導入により、区職員の本来業務への専従態勢につなげてきた。コールセンター運営業務は、回線数の見直しを毎月実施し、日報をもとに適切な履行確認に努めている。今後も、関係各所と緊密に情報共有しつつ、現行業務の整理とあわせ、必要な接種体制の整備に取り組まれない。

令和4年に開設した「ひきこもり相談窓口リンク」では、「ぷらっとホーム世田谷」と「メルクマールせたがや」の強みを生かした協働運営により、ひきこもり等支援に取り組んできた。また、国の重層的支援体制整備事業に基づく重層的支援協議会を新たに設置し、代表者会、実務担当者会、個別ケース検討会の3層構造で運営する中で、支援の現状や課題等の情報共有、事例検討等を通し、ネットワークの維持・強化を図っている。同協議会には8050支援部会が設置されており、リンクにおける8050世帯への支援実績も増えている。多くの相談ケースでは、経済面、心理面等の複雑化・複合化した課題が見られ、精神障害や発達障害のある人も少なくない中、福祉分野のみならず、教育、医療等の多くの機関の協働による支援が重要となっている。引き続き、区民及び関係機関等に向けた相談窓口の認知度向上と重層的支援体制の強化に取り組む、個々の状況に応じた、途切れのないきめ細やかな支援につながる事業運営を期待する。

区では、国における地域生活支援拠点等の整備事業を活用して、緊急

時バックアップセンターを開設し、令和4年10月から北沢地域でモデル実施を開始した。令和5年3月末の利用登録者は区内全域で137名、緊急対応を要した相談が6件、うち短期入所につなげた事例が4件、専門サポーターの派遣を行った事例が1件あった。24時間体制で緊急時コーディネートを行う専門相談機関として緊急時バックアップセンターを整備したことが、障害者と家族の安心確保につながっている。また、保健福祉課では、緊急時の即応対応を緊急時バックアップセンターに委ねることで、介護者家族が死亡や長期入院等で在宅復帰が難しくなった場合等に、障害者のその後の継続的な支援の検討や、先を見据えたケースワークに専念できるようになっている。令和5年度にはモデル実施期間の評価・検証を行い、年度内に区内全域で展開するとしており、令和6年度末時点で500名程度の登録を想定しているが、障害特性や種別などに応じた幅広い相談への対応や受け皿となる短期入所等の事業者を増やすことなどが課題である。今後もモデル実施の評価・検証結果を踏まえながら、当事者とその家族を支える機能の整備を進められるよう、障害者の地域生活支援機能の強化を図りたい。

区は、令和4年度に、ヤングケアラーに関する実態調査と支援者に対するヒアリング調査を実施した。また、子ども・教育・高齢・障害・生活福祉等の担当所管課による区内連絡会等を開催し、シンポジウムの開催や個別研修を行った。令和5年度は、子ども向けハンドブックや、関係機関の分野別支援マニュアルを作成するとしている。ヤングケアラー支援を子どもの人権問題と捉え、子どもを中心とした支援の重要性を認識して、令和4年度に高齢福祉部から子ども・若者部に事務移管を行ってヤングケアラー支援に取り組んでいることを評価する。実態調査によれば、ヤングケアラーの多くは相談した経験がない。当事者の抱える課題が顕在化しにくいことから、周囲の大人が気づきの感度を上げ、ヤングケアラーの早期発見につなげることが重要である。教育機関等の関係機関のみならず、地域等でもヤングケアラーの存在が認識されるよう、ヤングケアラーに関する理解促進を進められたい。また、子ども家庭支援センター、児童相談所、各分野等の横断的な連携を密にし、区の支援体制やサービスの全体像が見える化するなどにより、ヤングケアラーとその家族等が適切な支援につながる事業展開に期待する。

保育の質の向上に向け、区は、令和4年度は認可保育園の3割程度、認可外保育施設は全施設に対し指導検査を行い、全保育施設に地域担当が年1回以上訪問する巡回支援を実施した。令和5年度の組織改正では、年1回以上の指導検査を行うよう指導検査体制を強化するとともに、保育の質向上担当副参事2名を新たに配置した。また、保育課に相談支援体制を一本化し、地域担当の保育士を中心とした保育サポート訪問及び

事務職員を中心とした定例訪問をそれぞれ年1回以上行うなど、区内保育施設への支援体制を整備したところである。令和4年8月の「保育施設への支援・指導のあり方検討会」の報告・提言を受け、不適切保育（虐待）について、電子申請で通報できる仕組みの構築や、民間保育連盟役員と区立園長会役員による意見交換会の実施、不適切保育（虐待）の事例を児童福祉審議会保育部会に報告し意見を頂くなど、様々な手法を用いた取組みを進めてきた。今後とも、各保育施設との「顔の見える関係」の構築に努め、支援と指導の両輪により、保育の質の向上と不適切保育（虐待）の再発防止に尽力されたい。また、勤務実態のない職員を職員名簿に記載して区に申請し、補助金等を不正に受給していた事例があった。運営事業者に対する注意喚起を強化するなど、不正受給の再発防止に引き続き取り組まれない。

#### ④都市整備領域

区は、平成20年策定の「世田谷区みどりとみずの基本計画」で、区制100周年となる2032年にみどり率33%という長期目標「世田谷みどり33」を掲げた。この間、建築の際の緑化地域制度の導入、緑化助成制度の拡充、公園や緑地の整備、農地保全の取組み、市民緑地や特別緑地保全地区の拡大、花とみどりの街づくりの推進、小学生を対象にした「みどりの出前講座」などハード・ソフトの両面から様々な取組みを行ってきたが、令和3年度実施のみどりの資源調査ではみどり率は24.38%で、前回の平成28年度調査から0.80ポイント減少している。減少要因は、敷地の細分化や規模の大きい住宅団地などの建替え、農地の宅地化による土地利用の変化等である。区では、上用賀公園拡張用地や玉川野毛町公園拡張用地の他、北烏山7丁目緑地など大規模な敷地を取得して公園・緑地の整備を進めているが、今後は国分寺崖線をはじめとした樹林地の保全など、重点的に取り組むべき対象を明確にしていく必要がある。民有地のみどり保全・創出の支援策の検討を含め、引き続き、区民とともにみどり豊かな世田谷の実現に向けて取り組まれない。

区では、公共交通不便地域対策として砧地区をモデル地区に選定し、地元協議会を立ち上げ、検討を重ねてきた。令和4年度はデマンド型交通の需要予測アンケート調査を実施し、定時定路線型との比較・分析の結果を踏まえ、令和5年5月1日からデマンド型交通による実証運行を開始した。周知方法として、地域住民に対するニュースの各戸配布、ホームページや広報紙への掲載、回覧や掲示板への掲示等を行っている。また実証運行の内容や利用イメージを紹介する説明会の実施やスマホなどによる利用予約講習会も開催している。実証運行では、課題や利用実

態等を把握するため利用者にアンケート調査を実施している。今後、地域住民の重要な交通手段として持続可能な地域公共交通となるよう、地域住民との協働を進め、デマンド型交通による利用実態等の把握、課題や有効性などの検証を行いつつ、他地区への展開拡大にも積極的に取り組まれない。

区レンタサイクル事業は、区内の南北交通を補完することや、放置自転車対策を目的として平成5年度より事業を展開してきた。区では、令和2年4月より、民間サービスとの新たな官民連携事業として民間シェアサイクルの実証実験を実施し、利用状況や利用者アンケート、世田谷区自転車等駐車対策協議会の意見等を踏まえた検討を進めてきた。民間シェアサイクルのポート数は、区公有地でのポート拡充支援により、令和5年6月までの3年で約3倍に、利用者は約9倍に、利用回数は約10倍に増加した。実証実験は令和5年度末に終了するが、令和6年度以降も設置済のポートは区シェアサイクル事業として使用可能としている。また、令和4年度末時点での実証実験の中間まとめでは、導入効果や民間シェアサイクル事業者の事業継続性、区レンタサイクル事業の機能補完・代替の可能性等が確認できたとしている。「がやリン」を含めた区レンタサイクル事業のあり方については、民間シェアサイクルのシステムを用いた区シェアサイクル事業への移行も視野に検討を行う予定である。自転車の政策は交通安全と両輪でなければならないと考える。引き続き、交通安全を踏まえた事業実施に取り組まれない。

区では、空家等の発生抑制の取組みとして、広報やポスター等による相談窓口情報の周知や、社会福祉協議会と連携し終活相談会で自宅の処分や活用、相続等に関する相談コーナーの設置等の情報提供、民間事業者主催の終活や空家等対策に関するセミナーや相談会などへの後援を行っている。都に働きかけ、令和5年度からは固定資産税等の納税通知書に空き家に関するチラシの同封を開始し、協定締結の民間企業との協働によるSNSを活用しての相談窓口の周知等も継続している。また令和元年に「空き家対策ガイドブック」の作成及び配布、令和3年11月には不動産業者への相談や様々な手続き等、空家等所有者の負担を減らす窓口として「せたがや空き家活用ナビ」を開設した。空き家等所有者と地域活動団体とのマッチング事業としては「空き家等地域貢献活用相談窓口」があり、実績もあるが認知度は高くなく、より積極的な普及啓発が必要である。空家等対策は様々な取組みが行われているが、今後も更なる高齢化が予測される中、空家数の増加が懸念されている。空家等対策は解決到達の判断が難しいが、解決の糸口が掴めず悩んでいる空家等所有者がより利用しやすく、ニーズに寄り添った支援となるよう、専門家や民間事業者等とも連携し、成果が出るよう努められない。

区では、下北沢駅前広場について、小田急線連続立体交差事業及び複々線化事業を契機とした交通結節機能や防災機能の強化、地域活性化の核となる駅前広場とするため、令和元年11月より、地元商店街をはじめとした地域の方々と意見交換を重ねている。現在は防火水槽の新設や電線類地中化工事の一部が完了し、令和5年度から駅前広場の主な施設を整備し、令和7年度の完成を目指している。飲食店や来街者の増加により賑わいを見せる一方、ごみの投棄や路上喫煙などの地域課題も顕在化している。「街の美観が損なわれた」等の声にも耳を傾け、地域住民にとって優しい、安心して暮らせるまちづくりに取り組まれない。また、地域活動の持続・発展を目指し、町会・商店街や地元企業等が中心となったまちづくり活動の組織化が進められており、令和4年12月には区も加わり、下北沢駅周辺エリアマネジメント準備協議会を立ち上げている。引き続き、商店街や地域住民と連携し、これまでの信頼関係や知見を活かしながら、駅前広場の活用や地域活性化に向けて取り組まれない。

## ⑤教育領域

第2次世田谷区教育ビジョンの計画期間最終年となる令和5年度は、令和6年3月の世田谷区教育振興基本計画策定に向けて取り組むとともに、教育ビジョンに掲げる教育目標の実現に向けた調整計画に基づく事業を展開している。

令和5年度は、他区で発生した校庭での飛び出した釘による事故を受け、校庭の釘類の除去を重点的な取り組みとして行っていた。各学校での目視による点検に加えて、委託により金属探知機による調査除去を実施している。安全な学校生活が送れる環境は、児童・生徒にとっても保護者にとっても重要であることから、校庭の安全にとどまらず、施設全体の安全点検を徹底させるため、点検項目の再確認など安全点検のより一層の徹底を図られたい。また、区の学校施設の多くは老朽化が進んでおり、現場からの改修要望も増加傾向にあることから、児童・生徒への安全面や健康面の視点で精査する中で適切な修繕を実施し、安全な学習環境の確保に努められたい。

太子堂調理場の調理委託業者の選定にあたっては、学校給食における安全・衛生管理や緊急時の対応、社員等の教育体制などについて問うほか、他の学校調理の実績も考慮して選定しているが、物価高騰等により事業者の給食提供が停止する事例も報告されており、今後は財務状況についての審査も検討されたい。また、改築中の学校分の給食提供が負担になっている実態がある。今後学校改築が続く中、給食提供が安全・確実に行われるよう、十分に配慮する必要がある。

区では、児童・生徒一人ひとりが自ら考える力を養う学びの実現や教員の子どもたちに向き合う時間の拡充などを目指し、教育DXの推進に取り組んでいる。令和5年度から運用を開始した新たな統合型校務支援システム等による教員の働き方改革の推進、学習用アカウントやヘルプデスクの統合、多様な学習系サービスを1つのアカウントで利用でき、学習データの集約にもつながる「学習eポータル」の導入等の取組みを推進していた。引き続き、学校現場のニーズを的確に把握しながら、統合型校務支援システムの「学校生活のデータ」とデジタル教材等での「学習データ」の連携や国の動向を踏まえながらのBYODの検討も含め教育DXの更なる推進に取り組まれない。

令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、学校設置者等は、医療的ケア児に適切な支援を行うことが責務とされた。区では、令和2年度から学校等での看護師の配置を開始し、令和5年5月現在8校16名の児童・生徒に看護師を配置していた。また、令和5年9月には、円滑な医療的ケアを実施するために「(仮称)学校等における医療的ケア実施ガイドライン(素案)」を取りまとめていた。引き続き、適切な受け入れができるように、通園・通学等における保護者の負担軽減も含めて、医療的ケアの取組みを推進されたい。加えて、医療的ケア児以外の保護者に対する理解促進、普及啓発にも取り組まれない。

誰もが読書ができる社会を目指して、通称「読書バリアフリー法」が施行され、区でも令和4年10月に「世田谷区立図書館障害者サービス要綱」を制定し障害者サービスに取り組んでいた。一方、令和6年度に向け策定中の「第3次世田谷区立図書館ビジョン(素案)」の「基本方針」に「それぞれの特性に対応した、多様な人々を包摂する図書館」を掲げている。多様な利用者へのサービスの拡充は必要と考えるが、障害者サービスの利用に地域的偏在もあることから、サービスの周知も充実させながら多様な利用者へのサービスの拡充に取り組まれない。

令和4・5年度の行動計画にあたる第2次世田谷区不登校支援アクションプランを策定して、教育総合センターを中心に学びの多様化学校(不登校特例校)分教室「ねいろ」の開設及び定員拡充、ほっとスクール城山の定員拡充、別室登校児童・生徒に対する支援などの不登校対策に取り組んでいた。一方、在校生の40%弱が指定校変更の生徒で、かつ90名を超える不登校生徒が在学している学校では、令和5年度に配属された教員11名のうち9名が新規採用教員で、不登校生徒の個別対応、部活動指導等を担いながら、新規採用教員の指導にも追われる教員等の疲弊感が増している現状が垣間見えたほか、年々不登校児童・生徒が増加している複数の教育現場でも、同様に教員等の負担が増加してい

るという声が聞かれた。現在、不登校対応の指針となる「不登校支援ガイドライン」の策定に取り組んでいるが、加えて、現場状況を十分に把握する中で適切な人材確保などの体制を構築し不登校対策の充実を図りたい。

また同時に、複数の学校長から教員不足に対する切実な声が聞かれた。産休、病欠等での代替教員の確保が困難であり、副校長等が代替のクラス担任や授業を担っているという実態の厳しさが伝わってきた。令和5年度の東京都教員採用試験の募集倍率も低く、大学生等の教員離れが深刻な状況であることは認識しているが、区教育委員会は、各学校、東京都教育委員会と連携を一層密にして、教員の確保や教員の支援体制の拡充など改善の方策を検討されたい。

## 終わりに

以上、令和4年度を中心とする財務事務の執行状況や事務事業等について意見を述べてきた。

財務事務については、概ね適正に執行されているが、指摘した事項の多くは例年同様、契約事務の執行に関するものであった。

契約事務では、関係法令やマニュアル等に基づき誤りなく実施される必要があるが、類似の請書の金額を合算すると所管課による随意契約に認められる上限額を超えた金額となる事例や、複数からの見積書徴取が必要な随意契約において1人からしか徴していない事例が複数見受けられた。また支出事務等では、支出手順の誤り、契約月日の誤記載、指定物品受払簿の不備などが散見された。

契約締結や支出事務にあたっては、職員一人ひとりが、関係法令や手引き・マニュアルを確認・順守しながら事務執行に取り組み、そのうえで不明点等があれば、同僚職員や上司をはじめ関係所管に確認していくことが求められる。

また、郵券・金券等の管理にあたっては、不適切な取り扱いが区民の信頼を損ねることにつながりかねないことを職員が常に意識し、適正な事務処理に努められたい。

事業実施にあたっては、上記同様、文書等の誤記載、発送文書の誤送付等が散見される。現在、庁内で事務ミス対応報告事案として情報共有を図っているところであるが、リスクの発生を未然に防ぐため、改めて全庁を挙げて再発防止に取り組まれない。

区では、監査と連動した内部統制の仕組みの一つとして、令和5年度より各部の「リスクマネジメント報告書」に「前年度の定期監査における指摘事項及び対応状況」欄を設け、作成要領の中で主な指摘事項を根拠規定などとともに示すなど、一歩進んだ再発防止策に取り組まれたことは評価する。こうした取組みも踏まえ、すべての管理監督者が改めてリスク管理の重要性を再認識し、適正な事務の執行を徹底されたい。

本庁舎等整備工事の工期延伸については意見でも触れているが、ここで改めて指摘しておく。令和4年度の工事監査において、対象とした保育園の新築工事の工期が3回延伸され開園が延期されたことから、区民が利用する施設工事における工期延伸が及ぼす区民への影響を重く見て、着実な工期順守に向けた仕組みの検討とともに、発注者としての適切な工程管理や安全管理の必要性を指摘した。

そして今回、本庁舎等整備工事においてもまた、1期工事における2度の延伸、今後の2・3期工事を含めると2年程度の延伸が報告されていることは、誠に残念である。本庁舎建設工事の工期延伸は、窓口業務など区民サービスや区民の利便性への影響が極めて大きい工事であることを改めて念頭に

置き、工事の遅延の責任が工事受注者にあることが明らかであるとしても、遅延の影響を最小限に抑える進捗管理の仕組みの構築など、区がリーダーシップを発揮し再発防止に努められたい。

区の総人口は令和4年から減少に転じ、今後は今までのような右肩上がりの人口増加は望めない状況に直面しており、あわせて税収も減少していくことが見込まれる中、山積する行政課題に、限りある人員で計画的・効率的に対応していく必要がある。

人員に余裕がない状況においても、猛威をふるった新型コロナウイルス感染症などのパンデミックや、今夏の猛暑などの自然災害は、今後いつ起きてもおかしくない。区として、新型コロナウイルス感染症対策や熱中症予防対策等で取り組んだ様々な施策を土台として、保健所を中心とした感染症予防計画や熱中症予防対策をはじめ、地球温暖化対策実行計画などの計画等に反映させるなど、全庁を挙げて取り組みの強化を図られたい。

経済に目を転じて、世界情勢に起因した物価の高騰など変動する社会情勢や、年々特別区税の流出額が拡大するふるさと納税などの影響が区民生活に及んでおり、区政を取り巻く状況は厳しさを増している中、区として、子育て支援や都市基盤整備、大規模自然災害、物価高騰等への対応など、増加する行政需要に、職員一人ひとりが着実に対応していくことが求められる。

こうした状況の中、区では現在、令和6（2024）年度から令和13（2031）年度までの8年間の次期基本計画策定に取り組んでいる。計画の実現に向けては、区民生活、地域経済、都市基盤、自然環境、自治体経営などの現状と課題を踏まえ、目指すべき持続可能な未来をしっかりと見据えながら、取り組むべき課題を明確にして推進していく必要がある。

また、令和6年度からの新たな行政経営への移行実現プラン（素案）では、職員の若年化が進んでおり早期の戦力化の必要性に触れているが、世田谷区基本計画に掲げる施策を着実に推進し、目指すべき未来の世田谷の姿を実現するためには、これからの区政の中核を担う若手人材の育成が急務である。

さらに、中核となるべき20～30代職員の退職者数が年々増加していることは、区にとって大きな損失かつ課題と捉えており、早急に職員の年齢構成を踏まえた人材の育成に取り組み、仕事に対するモチベーションを高めながら、各職層がそれぞれの立場で役割を果たしていく仕組みの構築が求められる。

持続可能な未来を見据えつつ、乳幼児から高齢者まであらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷の実現に向け、着実に取り組まれない。